

返戻金

弊社の人材紹介を経て採用した決定者が、自己都合により退職した場合または本人の責に帰する事由により解雇された場合には、以下の基準に基づき弊社に支払われた報酬の一部を返戻するものとする。

但し、決定者に対する処遇及び労働条件等が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社はこの限りではない。

返戻の事由	返戻金の割合
入社1ヶ月以内に退社した場合	返戻金 報酬額の70%
入社3ヶ月以内に退社した場合	返戻金 報酬額の50%

東京都杉並区高円寺北2-20-1
グリュッケンビル2F
株式会社イーエムアイ
許可番号 13-ユ-300775